

用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表

赤字下線部：今回改定箇所

（令和5年10月1日適用）

改 正 後	改 正 前
<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(成果物)</p> <p>第23条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。 二 背表紙には、年度（又は履行期限の年月）、業務名、路線（河川）名並びに発注者及び受託者の名称を記載する。 三 目次及びページを付す。 四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。 <p>2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。</p> <p>3 提出する成果物は、別記1 用地測量業務成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。</p> <p>4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第53条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p> <p>第4章 境界確認</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>(境界立会い)</p> <p>第51条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。 四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。 	<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(成果物)</p> <p>第23条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。 二 背表紙には、年度（又は履行期限の年月）、業務名、路線（河川）名並びに発注者及び受託者の名称を記載する。 三 目次及びページを付す。 四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。 <p>2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。</p> <p>3 提出する成果物は、別記2 成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。</p> <p>4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第53条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p> <p>第4章 境界確認</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>(境界立会い)</p> <p>第51条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。 四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第10号の1）に確認のための署名を求めるものとする。

なお、国土調査第19条第5項の規定の基づく指定を受けるための申請書案を作成する場合には、土地境界立会確認書（様式第10号の2）によるものとする。

3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
- 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
- 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第5節 取得した土地の管理

（用地境界杭の設置）

第60条 受注者は、用地管理のため、取得した土地と隣接する土地との境界を明らかにするために、用地幅杭をコンクリート杭の用地境界杭にする場合は、次の各号により行わなければならない。

- 一 立会いが必要と認められる権利者一覧表を作成し、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。
- 二 関連する権利者の立会いのうえ行い、土地境界立会確認書（様式第10号の3）に確認のための署名押印を求めなければならない。
- 三 用地境界杭の形状、寸法及び設置方法は、「長野県建設部 設計基準」第2編道路改良事業 第3章細部設計 第8節用地及び補償の規定による。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

（敷地使用実態の調査）

第123条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、建物等移転工法認定要領を踏まえた上で、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第114条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法及び原材料並びに製品等の品目及び数量

2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第10号の1）に確認のための署名を求めるものとする。

3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
- 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
- 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第5節 取得した土地の管理

（用地境界杭の設置）

第60条 受注者は、用地管理のため、取得した土地と隣接する土地との境界を明らかにするために、用地幅杭をコンクリート杭の用地境界杭にする場合は、次の各号により行わなければならない。

- 一 立会いが必要と認められる権利者一覧表を作成し、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。
- 二 関連する権利者の立会いのうえ行い、土地境界立会確認書（様式第10号の2）に確認のための署名押印を求めなければならない。
- 三 用地境界杭の形状、寸法及び設置方法は、「長野県建設部 設計基準」第2編道路改良事業 第3章細部設計 第8節用地及び補償の規定による。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

（敷地使用実態の調査）

第123条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、建物等移転工法認定要領を踏まえた上で、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第114条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法及び原材料並びに製品等の品目及び数量

<p>(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係</p> <p>(1) 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</p> <p>(2) 第113条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</p> <p>(3) <u>営業要領第2条第1項第1号ロ（2）</u>の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>第1節 調査</p> <p><u>(水準測量)</u></p> <p><u>第156条 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点を設置及び建設基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。</u></p> <p><u>一 観測手簿</u></p> <p><u>二 計算簿</u></p> <p><u>三 点の記</u></p> <p><u>四 その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p><u>2 前項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。</u></p> <p>(費用負担の要否の検討)</p> <p><u>第157条 損害等を行補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。</u></p> <p>2 前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。</p> <p>第2節 算定</p> <p>(費用負担額の算定)</p> <p><u>第158条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、事務処理要領第7条（費用負担）及び同付録の規定により行うものとする。</u></p> <p>2 前項により難い場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。</p>	<p>(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係</p> <p>(1) 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</p> <p>(2) 第113条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</p> <p>(3) <u>第104条第2号（2）</u>の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>第1節 調査</p> <p>(費用負担の要否の検討)</p> <p><u>第156条 損害等を行補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。</u></p> <p>2 前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。</p> <p>第2節 算定</p> <p>(費用負担額の算定)</p> <p><u>第157条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、事務処理要領第7条（費用負担）及び同付録の規定により行うものとする。</u></p> <p>2 前項により難い場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。</p>
---	--

<p>第3節 費用負担の説明</p> <p>(費用負担の説明)</p> <p>第159条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第160条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けものとする。</p> <p>2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第161条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認 三 権利者に対する説明用資料の作成 <p>(権利者に対する説明)</p> <p>第162条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 <p>2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第163条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第23号）に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第164条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>第3節 費用負担の説明</p> <p>(費用負担の説明)</p> <p>第158条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第159条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けものとする。</p> <p>2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第160条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認 三 権利者に対する説明用資料の作成 <p>(権利者に対する説明)</p> <p>第161条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 <p>2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第162条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第23号）に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第163条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p>
--	--

第15章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第165条 受注者は、第7章、第8章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
 - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
 - 六 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載をするものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第166条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第11号）及び物件調書（様式第12号）を作成するものとする。

第17章 検証

(検証)

第167条 受注者は、請負に係る業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が、請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果物の検証を行った者は、第24条に定める成果物のうち地図の転写図及び土地の用地実測図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

第15章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第164条 受注者は、第7章、第8章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
 - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
 - 六 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載をするものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第165条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第11号）及び物件調書（様式第12号）を作成するものとする。

第17章 検証

(検証)

第166条 受注者は、請負に係る業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が、請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果物の検証を行った者は、第24条に定める成果物のうち地図の転写図及び土地の用地実測図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

改正後		改正前	
【様式一覧】		【様式一覧】	
様式第1号	貸与品等引渡通知書	様式第1号	貸与品等引渡通知書
様式第2号	貸与品等受領書	様式第2号	貸与品等受領書
様式第3号	貸与品等清算書	様式第3号	貸与品等清算書
様式第4号	貸与品等返納所	様式第4号	貸与品等返納所
様式第5号	障害物伐採報告書	様式第5号	障害物伐採報告書
様式第6号の1	土地の登記記録調査票（一覧）	様式第6号の1	土地の登記記録調査票（一覧）
様式第6号の2	土地の登記記録調査票	様式第6号の2	土地の登記記録調査票
様式第7号の1	建物の登記記録調査票（一覧）	様式第7号の1	建物の登記記録調査票（一覧）
様式第7号の2	建物の登記記録調査票	様式第7号の2	建物の登記記録調査票
様式第8号の1	権利者調査票（土地）	様式第8号の1	権利者調査票（土地）
様式第8号の2	権利者調査票（建物）	様式第8号の2	権利者調査票（建物）
<u>様式第10号の1</u>	<u>土地境界立会確認書</u>	<u>様式第10号の1</u>	<u>土地境界立会確認書</u>
<u>様式第10号の2</u>	<u>土地境界立会確認書</u>	<u>様式第10号の2</u>	<u>土地境界立会確認書</u>
<u>様式第10号の3</u>	<u>土地境界立会確認書</u>		
様式第11号	土地調書	様式第11号	土地調書
様式第12号	物件調書	様式第12号	物件調書
様式第13号	不動産調査報告書	様式第13号	不動産調査報告書
様式第14号	工作物補償額算定書	様式第14号	工作物補償額算定書
様式第17号の1	計画概要票（検討資料）	様式第17号の1	計画概要票（検討資料）
様式第17号の2	計画概要票	様式第17号の2	計画概要票
様式第17号の3	面積比較表	様式第17号の3	面積比較表
様式第17号の4	計画概要比較表	様式第17号の4	計画概要比較表
様式第19号の1	居住者調査票	様式第19号の1	居住者調査票
様式第19号の2	居住者調査票	様式第19号の2	居住者調査票
様式第21号	消費税等調査票	様式第21号	消費税等調査票
様式第22号の1	企業概要書	様式第22号の1	企業概要書
様式第22号の2	移転工法（計画）案検討概要書	様式第22号の2	移転工法（計画）案検討概要書
様式第22号の3	移転工法（計画）各案の比較表	様式第22号の3	移転工法（計画）各案の比較表
様式第23号	補償説明記録簿	様式第23号	補償説明記録簿
様式第30号	移転工法別経済比較表	様式第30号	移転工法別経済比較表
様式第35号	担当技術者通知書	様式第35号	担当技術者通知書
様式第36号	用地調査等業務の施行に関する指示票	様式第36号	用地調査等業務の施行に関する指示票
様式第37号	用地調査等業務の施行に関する承諾書	様式第37号	用地調査等業務の施行に関する承諾書
様式第38号	用地調査等業務の施行に関する協議書	様式第38号	用地調査等業務の施行に関する協議書
様式第39号	打合せ記録簿	様式第39号	打合せ記録簿

改正後

改正前

様式第10号の2

様式第10号の2

年 月 日

年 月 日

事務所長 殿

事務所長 殿

土地所有者

住所

氏名

関係人

住所

氏名

住所

氏名

〃

〃

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

土地境界立会確認書

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いの上、確認いたしました。

長野県（国土交通省）起業 工事用地の境界杭の設置にあたり、下記記載の土地の境界について、現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

また、国土調査法第19条第5項の指定制度に基づき、今回の対象地における地図を登記所に備え付ける予定であることに同意いたします。

記

記

都 市 町 区 村
県 郡

都 市 町 区 村
県 郡

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

国土交通省用地			隣 接 地				摘 要
大字	字	地番	大字	字	地番	土地所有者及びその他の権利者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

改正後

改正前

様式第10号の3

年 月 日

事務所長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の境界杭
の設置にあたり、下記記載の土地の境界について、現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 町
区 村
県 郡

国土交通省用地			隣 接 地				摘 要
大字	字	地番	大字	字	地番	土地所有者及びその他の権利者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。